

平成22年 第9回

教育委員会臨時会会議録

平成22年5月25日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2303号

平成22年第9回臨時会

日 時 平成22年5月25日(木) 午後3時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	南 條 弘 至
	委員長職務代理者	半 田 吉 恵
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	澤 孝 一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶 務 課 長	伊 藤 康 博
	教育政策担当課長	山 本 隆 司
	学校施設計画担当課長	村 上 利 雄
	学 務 課 長	新 宮 弘 章
	生涯学習推進課長	大 竹 悦 子
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	遠 藤 由 香 里

「議題等」

日程第1 審議事項

議案第41号 港区教育委員会事務局一般職員の人事異動について(秘密会)

議案第42号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第2 教育長報告事項

- 1 流行性耳下腺炎による臨時休業について
- 2 放課後児童育成事業(放課後GO→)の運営事業者の候補者選定について
- 3 放課後児童育成事業(放課後GO→)の第三者評価について
- 4 港区青少年委員の委嘱について(平成22年5月14日現在)
- 5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 6 図書館の行事実績について(平成22年4月分)

「開 会」

○南條委員長 皆さん、こんにちは。

これより、平成22年第9回港区教育委員会臨時会を開催いたします。  
それでは、日程に入ります。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○南條委員長 本日の署名委員は小島委員にお願いいたします。

## 第1 審議事項

### 1 議案第41号 港区教育委員会事務局一般職員の人事異動について（秘密会）

○南條委員長 日程第1、審議事項に入ります。

初めに、議案第41号、「港区教育委員会事務局一般職員の人事異動について（秘密会）」の議題につきましては、人事案件であり、個人情報が含まれておりますので秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

(異議なし)

○南條委員長 では、秘密会に入りますので、申しわけございませんが、傍聴の方は一時退席をお願いいたします。この議事が終わり次第、ご案内しますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

それでは資料番号を付してあります議案のかがみを除いて、資料は審議終了後回収いたしますので、よろしくをお願いいたします。

### 2 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

○南條委員長 傍聴の方、ご協力ありがとうございました。

では次に、議案第42号、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」。指導室長、説明をお願いいたします。

○指導室長 お手元の議案資料ナンバー2をご覧くださいと思います。議案第42号、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

この改正の背景につきましては、議案資料3ページの説明をご覧ください。「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」の施行による「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴いまして、育児を行う幼稚園教育職員の超過勤務を免除する制度を導入するとともに、幼稚園教育職員の特別休暇として、介護のための短期休暇を新設するほか、規定を整備する必要があるものでございます。

その法律改正についてですが、5点ございました。1点目は所定外労働の免除の義務化、簡単に言いますと、時間外労働をさせてはならないということを明文化して義務化したものです。2点目

は子の看護休暇の改正、子の看護休暇というのは、もともと条例にございましたけれども、その付与する日数の改定があったということでございます。ただし、この2点目の子の看護休暇につきましては規則で定めておりますので、規則改正については、後日また教育委員会の方にご審議していただくことになります。3点目は短期の介護休暇の新設です。介護休暇につきましては、ご承知のとおり長期でございましたので、それを短期で付与できるという制度を新設するものでございませぬ。4点目は1番目の所定外、勤務時間外の労働の免除の義務化の新設に伴いまして、深夜勤務の制限と、5点目が同じく時間外労働の制限を整備したものでございませぬ。

それでは新旧対照表に沿ってご説明いたします。若干順序は前後しますがご理解いただければと思ひます。初めに、新旧対照表の裏側、2ページ目の第11条の2をご覧いただければと思ひます。所定外労働の免除の義務化に伴いまして、3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限を行ったものです。第11条の2では、教育委員会は3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第10条に規定する勤務、これを超過勤務といひますが、超過勤務をさせてはならないと規定したものでございませぬ。これが1点目です。

2点目が、新旧対照表3ページ目の、第17条で定める特別休暇の、子の看護休暇の改正です。先ほど申し上げましたとおり、子の看護休暇につきましては、この第17条において、夏期休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇と元々規定されており、条例についての改正はございませぬが、規則で定める付与できる日数が、これまで一律に5日間付与となっていたものを、子ども1人に対して5日、2人以上で10日と改正するものでございませぬ。これが2点目です。

続いて3点目ですが、第17条のところの、先ほどの「子の看護休暇及び」の後半ですが、「子の看護休暇及び短期の介護休暇」、これが新設となります。第18条に規定されているとおり、看護休暇は連続して6カ月取得できるというものでございませぬけれども、この対象の家族1人当たり年5日、2人以上10日まで取得できるというものに改正するものでございませぬ。そのため、この第17条の特別休暇の中に、「子の看護休暇」の後に「及び短期の介護休暇」という文言を整理したものでございませぬ。

続きまして第4点目です。4点目は、先ほど申し上げましたとおり、所定外労働の免除の義務化に伴いまして、第11条第2項を整理したものです。つまり教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員で、当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除き、当該子を養育するために請求した場合には、勤務をさせてはならないと書いてあるのです。

分かりにくいのですが、これまでは当該子の同居の親族が規則で定められておりました。同居の親族というのはどういうものかといひますと、18歳以上の者であつて、深夜において就業していない者、働いていない者。それから疾病、負傷、または身体上、もしくは精神上の障害により、養育することが困難な状態にある者でないこと。それから6週間以内に出産する予定、あるいは産後8週間を経過していない者、こういった者がいれば養育ができませんので、いなければ養育ができ

るでしょうという規定があります。その規定から、今度は18歳以上の親族ということではなくて、職員の配偶者に条件を狭めたものです。この配偶者というのは、新旧対照表にもありますように、届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者ということも含まれますが、その配偶者、当該子の親である者が、常態として、当該子を養育することができる者以外は勤務させてはならないと。つまり、家庭に帰って子どもの面倒を見る人がいない場合については、深夜において勤務をさせてはいけないという規定をしたものが第11条になります。第11条の第2項は、その「当該子」とあるものについては「当該要介護者」、あるいは「養育」とあるものについては「介護」と読みかえる規定でございます。

最後5番目です。先ほども申し上げましたとおり、3歳に満たない子の場合は超過勤務をさせてはならない。それから小学校に入るまでの段階では、養育する者がいなければ深夜勤務はさせてはならない。また、小学校就学の始期に達するまでの子の育児を行う職員の超過勤務の制限について、新たに第11条の次に規定したものです。

この規定は、第11条の3では、小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限について規定しています。どういう制限があるかといいますと、「教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求してきた場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない」。超過勤務はいいですが、参考に、都では1カ月とか1年という規定をしておりますけれども、制限を設けている。その制限を設けた時間内で超過勤務はしてもいいですが、超過勤務を超えてはいけないと。ただし、深夜勤務はだめですよということになります。

以上、5点ありました。簡単に申し上げますと、超過勤務については、子どもが3歳に達しない場合は、超過勤務をさせてはならない。3歳から小学校に入るまでの段階では、制限を超えてはならないが、深夜勤務はさせてはならない。制限を超えなければ、深夜勤務はさせてはいけないけれども、超過勤務はさせてもいいですよというのが規定の大きなところですね。それから介護休暇については、長期だったのが短期、それから子どもの看護休暇は、1人であっても2人であっても5日以内を、1人につき5日、2人以上については10日までと、後日教育委員会規則を見直す予定でございます。

なお、この条例の施行は7月1日ということでさせていただければと思います。

以上、簡単ですが、よろしくご審議のほど、ご決定いただければと思います。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問ございますでしょうか。

○澤委員 いずれにしても子育てをする教職員をさらにサポートするように改正されているということですね。さっきの第11条なんかも、何を言っているのかさっぱり分からなかったのですが、だんだん室長の説明を聞いてわかりました。要するに、この第11条の小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならないと書いてあるけれども、括弧の中は、その例外みたいなのが書いてあるわけですね。配偶者で養育ができる者がいる場合には、そういう制限には引か

からないとか。なかなか法律というのは難しいですね。

○小島委員 ここていう「深夜」というのは何時をいうのですか。

○指導室長 午後10時から翌日の午前5時までの間をいいます。

○半田委員 ご説明いただいて大体わかったつもりなのですが、育児をしながら働きやすい環境を守っていただくための、さらに改良された法律だと理解しております。それで、第11条の2のところに、その条件を職員が養育するために請求した場合にはということ、請求しない場合もありますか。例えば、このように守っていただいているのですが、私はもっと働きたいからとか、時間外でもいいですとか、それぞれのご意思があることと思います。それは本人の自由で、「今、子どもが小さいから早く帰りたいのです」と言いやすい環境になったということで、それは、例えば校長先生とほかの人が、「あなた、子ども小さいから早く帰りなさい」と言うのか、先生ご本人が「娘が小さいので帰ります」と言うのか、そこというのは、現場はどういう感じなのでしょう。

○指導室長 休暇とか育児短時間休暇とか、基本的には申し出だと思いますが、言えない雰囲気というのが一番よくない環境ではあると思うのですけれども、本人が知らない場合もあるかと思うのです。ですから、職員にやはりある程度周知をして、このような場合は取っていいのですよと。職員が、絶対とらなければいけないという制度ではないと思いますが、やはり子どもの育児のためにできた制度なので、できる限りとれる環境をつくるということが大事なかなと思います。ただ、させてはならないというのはだめですね。申し出るか申し出ないかにしても、基本的に3歳未満のお子さんがいて、家族状況がわかれば、今度は働かせてはいけないという。

○半田委員 それはもう、いいところで切って帰りなさいということで、区全体がそっちに向かっていく……。

○庶務課長 基本的には超過勤務は管理職である者の命令によって実施するものです。したがって、管理職は、職員の家庭の状況等を把握していれば、職員から超過勤務の要請があったとしても、基本的には、「いや、早く帰りなさい」と指示をするのが原則になります。ただ、職務に支障が出る場合もありますので、何が何でも早く帰ることを命じるわけにもいかないという面もございますが、通常の職場であれば、職員が仕事と子育てを両立していくために周りの職員がサポートし、子育て中の職員は速く帰れるようにといった措置がとれるのかと考えてございます。

○教育長 これは意見なのですけれども、このように法律が改正されるのは、非常に子育ての環境をよくすることで、重要な施策だと思うのですけれども、公務員ばかりがこういう制度が整備されても、世の中全体から見ると、なぜ公務員だけがというような批判をする方もいらっしゃる。しかし、少子化対策、子育て環境を改善するためには、公務員から率先して取り組んでいくことが必要ではないでしょうか。ですから民間企業においても国に倣って、そういう施策をどんどん進めるべきだと個人的には考えております。

○小島委員 確かに民間も、今教育長がおっしゃるような雰囲気にならなければ、公務員の方も何となく申請がとりにくいのではないかという気がしますよね。意識改革をどこまでするかということでしょうね。

○**教育長** 要するに欧米でも、特にヨーロッパなどは、午後3時ごろになると、子育て中の人は、みんなもう仕事を終わりにして家に帰られています。日本でも、早く仕事を終えて子どもを保育園へ迎えにいった、夕飯を家族一緒に取りながら夜を過ごす、これが一番子どもの将来にとってもいいことだと思います。そういう環境になかなかないのですけれども、本来はやはりそういうことができるような施策をどんどん進めるべきで、これは、教育の分野から見ても大変に必要なことだと私は思います。夜遅くまで希望があるから、ニーズがあるから保育園の開園時間を延長すればいいという世の中で本当にいいのかという、そういう気はします。

○**南條委員長** そうですね、そういう話に発展していきますね。

ほかにご質問ございませんでしょうか。

○**小島委員** 第10条の超過勤務というのは、どのようなことが書いてあるのでしょうか。

○**指導室長** 条例の第10条、「教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる」。必要がある場合は、超過勤務を命ずることができるというものです。

○**小島委員** その第10条に基づく勤務を命ずるということは、結構あるのですか。

○**庶務課長** 区の事務職員と教員では扱いは異なります。事務職員の場合は、一般的に超過勤務を命ずることは結構ございます。もちろん担当する仕事の質・量、あるいは時間帯によって多少の差はございますが、1年間を通して、全く超勤がゼロという職員はほとんどおりません。教員の場合は、特例条例でもって、教職調整額が給料月額4%、これがいわゆる超勤をした額に相当するものとして支給されます。そのかわりに、基本的には超勤をさせないのが原則ということになっております。

○**小島委員** 世の中、よく先生は忙し過ぎると、やはり忙し過ぎるのがよくないのではないかなどと言われていますが、超過勤務はそれほどしているわけではないのですか。

○**庶務課長** 教職調整額が超過勤務手当に相当する分として見なされますので、先生の場合は、いくら超勤をしようが、その時間に見合った超過勤務手当が支給されないという仕組みになっております。給料月額4%が頭打ちというわけです。ただし、実態としては、もちろんこれも教員によってかなりの差がございまして、それ以上に残って仕事をしている教員もいるのが現状です。

○**小島委員** 先ほど、深夜勤務は午後10時から翌午前5時とのことでしたが、先生に深夜勤務を命じている場合はあるのですか。

○**指導室長** 基本的に教育職員の超過勤務は4項目と言われていまして、一つは、修学旅行など学校行事で宿泊を伴う場合、それから職員会議を緊急に行う場合、それからこれは小中学校にはないのですけれども、実習を行う場合、そして緊急対応の場合。ですから宿泊を伴う場合については、当然深夜の勤務はあり得るということです。

○**小島委員** そういう特殊な場合。

○**教育長** そういう場合は手当が支給されるわけではなくて、その超過勤務をした時間を休みに充

てられると、振りかえることができる。そういうことになっています。

○小島委員 いずれにしても今回の、教育長がおっしゃるように、なかなか子育ての支援ということでは、極めて大事なことはありませんよね。

○南條委員長 ほかにご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。

議案第42号について、原案どおり可決することに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○南條委員長 それでは、議案第42号につきましては、原案どおり可決することにいたしました。ありがとうございます。

## 第2 教育長報告事項

### 1 流行性耳下腺炎による臨時休業について

○南條委員長 では、次の日程に入ります。日程第2、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「流行性耳下腺炎による臨時休業について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは資料ナンバー1をご覧くださいと思います。流行性耳下腺炎——おたふく風邪ですけれども、流行性耳下腺炎による臨時休業についてでございます。

芝浦小学校で流行性耳下腺炎による臨時休校がございました。学年は3年生で、流行性耳下腺炎による欠席者数は6名です。5月8日から10日まで学級閉鎖をしております。現在のところはおさまっております。

簡単ですけれども説明は以上です。

○南條委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ございますでしょうか。

○小島委員 耳下腺炎は、法定伝染病か何かになっていると思いますが、都内でも結構発生しているのですか。港区では今年、これが初めてですよね。

○学務課長 東京都の感染症情報センターが、毎週、東京都感染症週報というものを出してございます。その中で定点把握といまして、拠点の医療機関をいくつか設けて、そこで何人の患者がそういう病気にかかったのかということで、傾向をつかむためにやっていることですが、それによりますと、流行性耳下腺炎の定点当たりの報告数が増加をしたということでございます。過去5年平均と比較して高いレベルで推移していると。原因はわかりませんが、平年よりは数は多いということでございます。

○小島委員 港区ではどうなのでしょう。今後出そうなのですか、はやりそうなのですか。

○学務課長 ワクチン、予防接種をしているかどうかにもよるのですが、最近の子は予防接種をあまりしていないという話は聞いております。そういうこともあって、芝浦小学校では学級閉鎖をしたのですが、ただ、現在のところおさまっているということですので、そういうことではそんなにはないのかなという印象でございます。

○小島委員 というのは、一昨年でしたよね、オーストラリア派遣の生徒が耳下腺炎になった。



○庶務課長 あれははしかです。

○小島委員 今回オーストラリアに派遣した生徒が、オーストラリアで耳下腺炎になってしまうということはないでしょうか。

○学務課長 ウィルス自体は存在するので、かからないという可能性はないということはないのですけれども、やはり一番有効な手段としては、手洗いとうがいの励行ということです。それはやはり徹底する必要があると思います。

○澤委員 もう一つ、はしかのときは、かつては予防接種が義務づけられていましたよね。それがだんだん国内ではなくなったので、任意になって、それで、うちの場合だとオーストラリアでたまたま出てしまったと。だから、世界では結構はやっていると言うとおかしいけれどもあるのに、日本国内でなくなっているからと、予防接種をやめてしまうと、かえって外国へ出かけた場合にすごく危険な場合がある。予防接種で二次的な弊害が出て、それが危険だからということで、国内ではもうほとんどないからやめてしまう。けれども、国際的に見ると、それが本当にいいのかどうかということですね。

○小島委員 日本国内で感染してしまって、向こうで発症の場合を言っているのですが。

○澤委員 だから、予防接種をしていなければならないのです。

○小島委員 それもそうですね。

○澤委員 予防接種もしていない日本人は受け入れられないよという話になってしまったら、国際的には問題ですね。このおたふく風邪というのは、ちょっとよく分からないけれども、かつては義務だったのですか。

○教育長 義務でした。

○澤委員 義務だったのですか。我々のころは何種類かありましたね。

○小島委員 三種混合というのがあった。何だったかな。

○南條委員長 はしか、ジフテリア、日本脳炎ですね。小島委員が言われるように、またオーストラリアで今度はそういうことがないように願っています。

ほかにご質問はありませんか。

○半田委員 今日、私のお友だちの息子が、青南小学校で5年生で、おたふくにかかったと。やはりやっているのではないかなという気がします。それで私、娘がいるのですが、高校に上がったときに、おたふくをやったかどうかをもう一回チェックされるのですね。それで、やっていないと、妊娠した時になると大変だから、もう1回打ってくださいと言われます。その時に、小学校何年生のときにやりましたという記録があると、もう1回やっているのですから大丈夫ということになります。それならば、早いうちにやってしまった方がいいよねという話もあるのですね。

○澤委員 なるほどね。

○半田委員 だから男の子と女の子は違うのかもしれませんが、いろいろな考え方のお母さんもいるので、予防接種はなるべくさせたくないという方も実際はいらっしゃいます。親の責任上にかかるものであればかかって免疫をつくって、大人になって何とか大丈夫なようにしておきたいという

声も聞きます。ですので、なるべく成り行きを見守っていきたくて考えましたが、いかがでしょうか。

○学務課長 おたふく風邪に限らず、そのほかの予防接種については、するかしないかというのは任意なので、何ともこちらの方で強制するというようなお話ではないのです。けれども、子宮頸がんのワクチン接種が最も効果的に行うための接種推奨年齢は、11歳から14歳のため、学校や医療機関との連携による環境づくりが重要といったご意見もありますので、これらのことにつきましては、いろいろと研究してみる必要があると考えています。

○南條委員長 ほかにご質問は。では、ないようでしたら、この案件はこれでよろしいでしょうか。

## 2 放課後児童育成事業（放課GO→）の運営事業者の候補者選定について

○南條委員長 次に、「放課後児童育成事業（放課GO→）の運営事業者の候補者選定について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、放課後児童育成事業（放課GO→）の運営事業者の候補者選定についてご報告申し上げます。

教育委員会資料ナンバー2をご覧ください。放課後児童育成事業（放課GO→）の運営事業者につきましては、選定をする際にプロポーザルによる選定を行ってございます。毎年選定した業者について内部評価を行いまして、1年ごとに更新をし、おおむね5年間更新を行うこととしております。こうしたことから、平成18年度から委託を行い、今年度5年目を迎える4校、御田小、麻布小、東町小、青南小の各放課GO→の運営事業者について、次の事業候補者を選ぶために選定作業に入るということで、ご報告をするものでございます。

選定時期は、本年7月から12月を予定しております。選定対象放課GO→は、今申し上げましたとおり、記載のとおりでございます。

選定方法は、事業者選定委員会を設置いたしまして、プロポーザル方式により行います。一時審査は書類審査とし、二次審査はプレゼンテーションにより行いたいと考えております。

なお、選定につきましては、4校ございますので、前半と後半に2校ずつ分けまして、前半で1校ずつそれぞれ選定を行ってございます。

スケジュールでございますが、前半、7月中旬から公募いたしますのは、東町小学校、麻布小学校を対象としてございます。後半、8月中旬に募集をしますのは、放課GO→みた、放課GO→せいなんと考えてございます。

以上のスケジュールで行ってまいります。よろしくをお願いいたします。

○南條委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますでしょうか。

○小島委員 毎度で恐縮なのですが、プロポーザル方式とは、簡単に説明していただけますか。

○生涯学習推進課長 通常、区の委託というのは、入札により選定をいたします。入札によりますと、原則は金額の安いところに落ちるといったような契約の決めの仕方でございますけれども、特別

にその内容や質も問うような事業につきましては、事業者に提案をさせて、その提案内容で事業者を選ぶという方式をプロポーザル方式と呼んでございます。

○小島委員 分かりました。

○南條委員長 ほかにご質問はございますでしょうか。

○澤委員 これは選定委員会で応募した事業者を評価するということになるわけですが、その選定委員会のメンバーというのは当然どこかで決まっているわけですよね。どのようなメンバーになりますか。

○生涯学習推進課長 教育委員会資料の「4. 選定方法」をご覧ください。港区放課後児童育成事業業務委託事業者選定委員会設置要領で、委員会は次に掲げる委員でもって構成するというので、学識経験者2名、関係団体代表者1名、学校長または副校長1名、区職員1名と定めております。

○澤委員 何でしたか、関係団体とは。

○生涯学習推進課長 放課後児童育成事業は、協議会を持ってございます。協議会の会長にメンバーに入っていただくと。

○澤委員 なるほど。関係団体の関係者というのは会長だけということですか。

○生涯学習推進課長 はい。代表者1名ということですので。

○澤委員 そうですか。そうすると、学校が2名。

要するに、業者が格好いいことだけ言っていて、学識経験者は、結構格好いいことだけで鑑定してしまう場合があるので、例えば、これはもう5年間やっているわけですから、今委託している業者がいいとか悪いとかというそういう評価も当然あっていい。大事なその業者に対する評価をする人が選定委員の中にいるのかなという心配があるのです。そうすると、関係団体は、実際に今、子どもたちが行っているところの責任者で、運営の責任者ではないのですね。

○生涯学習推進課長 学校の放課GO→ごとに、その放課GO→の運営のあり方について、地域の皆さんや学校や、それから利用者、PTAの代表者の方に集まっていただいて協議会をつくって、その運営事業者に意見を言う場というものを設定しています。その代表者の方が1名入って、それから学校長または副校長ということで1名お入りになるということで、学校の関係というか、現場の方々には2名置かれているということです。

○澤委員 分かりました。教育委員会事務局から1名とは誰ですか。

○小島委員 生涯学習推進課から1人でしょう。

○生涯学習推進課長 今のところ次長が委員を務めております。

○澤委員 要するに単なる入札ではないよということですが、入札ではなくても、価格というのか、それも出てくるわけですよね。そのプロポーザルに基づいた放課GO→をしたいというのと、価格が出てきた場合に、どっちにウエートを置くかということは、全て選定委員会に任せられているという、そういうことですか。

○生涯学習推進課長 委員会で検討する中身につきましては、事業者の選定方法に関する事、事業者の選定評価に関する事ということで、その他選定に必要な事項はその都度、この委員会の中

で決めさせていただきます。

○澤委員 なるほど。ただ委員会は結構高いけれども、内容がいいからこれでいこうというのであれば、その方向で決まる。それに対して区は何も文句は言わないと。

○生涯学習推進課長 一応、プロポーザル方式というのは事業候補者の選定ということで、事業者を決定するのは、最終的には「5. 選定スケジュール概要」の表にあるとおり、区の業者選定委員会という行政の内部の委員会へ付議し、業者選定委員会の中でこの事業者でいいでしょうかということで決定をいたします。

○澤委員 翌年2月と書いてある。

○生涯学習推進課長 はい。そこでお墨つきをいただいて、契約をするという。

○澤委員 そこだめという可能性もあるわけですね。内容はいいけれどもすごく高過ぎるではないかと。

○生涯学習推進課長 理論上はそのようになっております。

○澤委員 分かりました。

○南條委員長 では、この案件はよろしいでしょうか。

### 3 放課後児童育成事業（放課GO→）の第三者評価について

○南條委員長 次に、「放課後児童育成事業（放課GO→）の第三者評価について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは教育委員会資料ナンバー3をご覧ください。放課後児童育成事業（放課GO→）の第三者評価について、ご報告申し上げます。

放課後児童育成事業の利用者に対しまして、より質の高いサービスを提供するために、毎年内部点検を加えておりますけれども、今年度、第三者による評価を実施し、その後の業務改善に生かしてまいりたいと考えてございます。

実施時期は6月から来年の3月までの間で考えております。

評価対象とする放課GO→ですけれども、今年度、委託事業者候補者の選考を実施する4校を除きまして、私ども教育委員会が所管する2校の放課GO→で実施することといたします。

評価対象とする放課GO→は3に書かれているように、放課GO→あおやまと、放課GO→こうようを対象とさせていただきます。

実施内容ですけれども、職員の自己評価、それから利用者へのアンケートによる調査、それから第三者評価を委託します委託業者による訪問調査を行いまして、最終的に総合的な評価をまとめていただき、区への報告をしていただくということを考えております。

今後のスケジュールでございまして、12月の教育委員会で結果を報告したいと考えております。

以上です。

○南條委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ございますでしょうか。

○小島委員 この放課GO→あおやまと、放課GO→こうようは、現運営事業者、特定非営利活動法人ワーカーズコープと書いてあるのですけれども、これは同じ業者が、放課GO→あおやまと放課GO→こうようを運営しているのですか。

○生涯学習推進課長 それぞれプロポーザルで選んだ結果、同じ事業者に選定されたものです。

○小島委員 第三者評価を二つの放課GO→で実施する時、どうして同じ業者のところをやるのですか。

○生涯学習推進課長 事業者は1事業者です。それぞれを運営していただいておりますので。

○小島委員 これは放課GO→あおやまと放課GO→こうようを、第三者評価の対象に選んだと、それはいいですか。

○生涯学習推進課長 はい。

○小島委員 放課GO→あおやまも放課GO→こうようも同じ運営業者がやっている、これもいいのですか。

○生涯学習推進課長 はい。

○小島委員 何でそんなことになるのですか。

○生涯学習推進課長 先ほど、放課GO→の運営事業者はプロポーザルによって決定するとご説明いたしましたが、放課GO→あおやまと放課GO→こうよう、それぞれプロポーザルによって事業者を選定した結果、たまたま同じ事業者に決定をしたということでございます。

○小島委員 では、質問を変えます。放課GO→の残り四つありましたよね、四つの運営事業者はこのワーカーズコープなのですか、それとも違うのですか。

○生涯学習推進課長 ワーカーズコープは、この今の放課GO→あおやまと放課GO→こうようのみです。残りの4校は、4校のうち2カ所を同じ事業者が、あと2箇所はそれぞれ別々の事業者が運営をしております。

○小島委員 私の質問の視点は、第三者評価をするなら、それぞれ違った非営利活動法人が実施しているところを評価したらいいのではないですかということです。

○生涯学習推進課長 分かりました。先ほどご説明しましたように、今、ほかの4校は5年目を迎えています。それで、もう5年目ですので、事業者の選考過程にもう入りたいと考えていますので、ここで第三者評価をしても、その事業の改善につながるような形で、同じ事業者で選定されるかどうかは今の段階ではわかりません。ですので、第三者評価をした結果が事業運営に活かされるということで、まだ事業者の年限が残っている学校の評価をしたいと。

○小島委員 なるほど、そういう意味ですか。そういう意味だったらどっちか、放課GO→あおやまと放課GO→こうよう、どちらか1校だけでもいいという、そういう考えが出るのです。

○澤委員 同じ業者がやっているけれども、それぞれの学校の責任者とそれぞれの担当の人間は違うので、同じ業者がやっても同じことをやってくれているかどうかというのは、利用者からすれば分からない、分からないというか、評価が違うのではないですか。

○生涯学習推進課長 例えば、区の直営の児童館でも、区という事業者が一つであっても、それぞ

れの運営がどのようになっているかということで、第三者評価の対象にしておりますので、澤委員がおっしゃるように、それぞれを一つずつ評価をさせていただきたいと考えております。

○小島委員 いずれにしても、この第三者評価は、先ほどの前の報告事項の、この運営事業者の候補者選定の一つの重要な資料になるわけですね。

○生涯学習推進課長 現運営をいかに改善するか、それから、次の候補者を選ぶときの視点としてどういう視点が大事なのかということをはっきりとするという意味でいうと、大変有効なものだと思います。

○南條委員長 ほかにご質問はございますでしょうか。

○半田委員 アンケートの内容なのですが、具体的に、例えばわかりやすく、どういうことをアンケート調査するのでしょうか。

○生涯学習推進課長 今年度の予算要求をするときに、放課G O→の事業者の第三者評価を23区で実施しているかどうか、電話で調査をさせていただきました。その時点では、どこもやっていないということで、それ以降予算要求をした区があれば別ですけども、今のところ23区で初めてでございます。それで、同じような事業で第三者からの評価をしているところが、児童館とそれから保育園という似たような施設がございますので、その第三者評価をするための指針を国が示しておりますので、その指針を参考にアンケートの中身だとかそういったものを、港区独自のものですけども、作っていきたいと考えております。

○半田委員 現時点ではまだなくて、これから作るということですね。例えば先生の対応はどうですかとか、子どもたちがそこにいると何かいいことがあるのでしょうかとか、そういう具体的な内容もこれからつくって、第三者の方々にアンケートで答えていただき、それを反映するというところでよろしいでしょうか。

○生涯学習推進課長 アンケート調査は利用者へのアンケートなので、どちらかというとお子さんが対象になってきます。それから職員の自己評価は、例えば事業者としてどのような体制をとっているのかとか、事業者の方針や子ども委託の内容だとかをどの程度把握しているのかというような、実施体制の部分に近いようなものだと思います。そういったものを元にして、この第三者評価をする委託事業者が訪問をしまして、1つ1つ確認をしていくという形で3段階の調査になっております。

○小島委員 今、半田委員の質問の利用者へのアンケート、この利用者というのは誰と言いましたか。子どもへのアンケートではなくて、親ですね。今、子どもというようなことを言いましたが、結局は保護者でしょう。

○生涯学習推進課長 児童館では、保護者とそれから在籍児童に対しての調査も行っているようです。

○小島委員 この放課G O→で、利用者へのアンケートというのは、いくら利用者といっても子どもですから、やはり保護者へのアンケートになってきますよね。

○生涯学習推進課長 青山児童館で実際に行っておりますけれども、それは保護者へのアンケート、

それから利用している小学生へのアンケート、それから中高生のアンケートという形で、利用者にも実際にアンケート調査を行っております。

○小島委員 放課GO→は、1年生から6年生が利用するわけですが、高学年であれば、アンケートの意味もありますが、低学年ではちょっとね。

○澤委員 第三者評価というのは、きちんと所期の目的どおり機能しているかどうかということで、それはそれで考え方としては大事だと思うのです。けれども、何と云うのか、時の流れみたいに、やらなければいけないというような、流行を追うようなという面がないか。要するにこれをやることによるメリットというのがどの程度あるのかということと、例えば放課GO→を1年運営する経費に対して、この評価に必要な経費はどのくらいなのか。児童館、保育園でも既にやっているということなので、大竹生涯学習推進課長としては、確かに第三者評価は大いに運営の改善に寄与しているということでやるのでしようけれども、ちょっと教えていただきたい。放課GO→でどのくらいの予算を使って、今回の評価はどのくらいかかるのでしょうか。

○生涯学習推進課長 放課GO→6校分の今年度予算は、1億2,654万8,000円ですので、1校あたり2,000万ぐらいですね。放課GO→のこの第三者評価につきましては、1校60万を予算として考えております。

○澤委員 1校2,000万も使っているのだから、きちんと評価して、よりいい運営ができるようにと、そういうねらいということですね。

○生涯学習推進課長 そういうことです。また、放課GO→の位置づけが、児童館における子どもの居場所にかかなり近い機能を果たしておりますので、放課GO→と遜色のない事業運営ができるようにということで、第三者評価をきちんとやっていきたいと思っております。

○小島委員 澤委員の質問をもっと深めて言うと、第三者評価といってもいろいろお金がかかるので、今放課GO→を運営していて何か運営上問題があるのでしょうか。運営上の問題があれば、お金をかけて第三者評価をしてもいいのですが、それほど運営上の問題が起きていない段階で、お金をかけて第三者評価をしなくてもいいのではないかというような考えは出てこないですか。

○生涯学習推進課長 私どもでも、年に2回委託者としてモニタリングチェックをさせていただいております。これは書類を中心に形式的なところが大きくなります。事業内容のチェックの部分は、やはり利用者、子どもですね。子どもと保護者とそれから協議会のメンバーに対するアンケート調査というのを年に1回やっております。職員が毎日毎日見に行くわけにはいきませんので、アンケートの中から課題になっていることについては、次の年にきちんとこのような形でやってくださいとか、改善については、課題があるようでしたら、私ども職員が現場に行き行ってやっております。ただ大きな視点として、いただいているものが、放課GO→同士を比べるような、そういう視点での評価でないのも事実でございます。ですので、一つの第三者機関によりまして、見ていただくというのが、もっと効果的な運営につながるのではないかと考えております。

○南條委員長 では、この案件はよろしいでしょうか。

#### 4 港区青少年委員の委嘱について

○南條委員長 次に、「港区青少年委員の委嘱について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは教育委員会資料ナンバー4をご覧ください。

平成22年・23年度青少年委員の名簿を資料としてお出しいたしておりますが、5月14日付で、新たに高松地域からご推薦をいただいた方を青少年委員として委嘱しましたので、名簿を配布させていただきました。

以上です。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問ございますでしょうか。

○小島委員 この網かけの部分がまだ二つ残っていますが、この二つはどのような理由で未定なのでしょう。

○生涯学習推進課長 青少年委員さんにつきましては、その地域の青少年対策地区委員会に推薦依頼をお願いしております。その中でなかなか適任者が見つからないというのが理由だと考えられます。

○澤委員 私は感想で、今まで一人しか決まっていなかったのが、それが複数になってよかったですと思います。

○南條委員長 ほかにご質問はございませんでしょうか。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

#### 5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○南條委員長 次に、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。この件につきましては、資料の配布をもってご報告いたします。後ほど資料をご覧ください。

○澤委員 この生涯学習センター利用状況集計表という、この着付けとか音楽とかは今までありましたか。

○生涯学習推進課長 実はありませんでした。

○澤委員 そうですね。

○生涯学習推進課長 職員に確認したところ、これまで報告していなかったということでしたので、今年度から報告をさせていただきます。

○教育長 非常によくなっていますね。

○澤委員 確かに、かつて教育委員会というと、学校教育の部分がすごくウエートを占めていて、生涯学習とは何をやっているのだろうというような印象がありました。私がそんなことを言ったらおかしいのですが。

そういう生涯学習の裾野の広がり、こういうのを出していただくと、すごく実感として分かります。今、教育長が言われているように。

○生涯学習推進課長 それで、実は青山生涯学習館のことですが、次に、沼倉図書・文化財課長が



ご報告する内容のことと関係するのですが、青山生涯学習館は、区内の図書館とネットワークを組みまして、本の貸出をやっております。その実績は図書館の方の実績として載っておりますので、本来であれば私どもの方に載せるべきなのですけれども、図書館の方の統計の中に入っておりますので、そこは省略をさせていただいております。

○教育長 ばる一んと青山生涯学習館を合わせると、4月だけでも1万人と大勢の方が利用されています。スポーツセンターの利用者は約4万人ですけれども、生涯学習の方もかなりの方々が、こういう文化芸術系の、あるいはスポーツで使われているということが非常に見やすくなっているし、前年度との比較もきちんと出ているので、いい資料になってきたなと思います。

○南條委員長 ほかにご質問がないようでしたら、この案件はよろしいでしょうか。

## 6 図書館の行事实績について（平成22年4月分）

○南條委員長 次に、「図書館の行事实績について（平成22年4月分）」の件につきましても、資料の配布をもってご報告といたします。後ほど資料6をご覧ください。お願いいたします。

図書・文化財課長、何か報告ございますでしょうか。

○図書・文化財課長 先ほど資料をお手元にお配りさせていただきましたけれども、前回の教育委員会でご報告できなかったということで、今回ご説明します。

行事の実績につきましては、1枚目、続きまして裏面でご覧のとおりでございます。それからその後ろに、各図書館の図書の貸出数、予約数、あるいは収蔵資料数等を一覧にしております。今、生涯学習推進課長からご説明した青山生涯学習館も含まれております。

この4月分の実績ということでございますけれども、前年度の同時期、4月と比較しましても、それぞれ貸出数、それから予約数等もかなり増加をしているというような状況がございます。特に予約の関係につきましては、一番下から2番目のインターネットでの予約の欄をご覧いただいても分かる通り、今は、ほとんど図書館窓口での予約というよりはインターネットによる予約というのが圧倒的に多いというような状況になってございます。インターネット予約が昨年に比べまして、例えば図書でいいますと、約20数ポイント、今年の4月よりもふえているという状況でございます。このような状況も、貸出については、前年度よりも実績も上がっているというような状況がございます。

以上でございます。

○教育長 港南図書館が収蔵量も含めて、随分ふえてきていますね。それから、赤坂図書館が高輪図書館と近いぐらいの貸出数があるというのも、一時期、高輪図書館が多かったのですが、赤坂図書館の利用が随分増えてきた、そういう感じがしますよね。いいことだと思います。どんどん利用していただきたいですね。

○南條委員長 よろしいですか。

「閉 会」

○南條委員長 本日予定しております案件は全て終了いたしました。

庶務課長の方から何かございますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

○南條委員長 では、これをもちまして閉会といたします。次回は6月8日火曜日、午前10時から  
の予定です。よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

(午後4時21分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長職務代理者 半 田 吉 恵

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐